

令和3年度
図書館要覧



1. 概要

宮若市立図書館は、平成23年4月に若宮コミュニティセンター内図書室を図書館分館として、また、平成24年5月には宮若市生涯学習センターリコリス内に図書館本館を開館しました。この間、蔵書の充実、図書館専用ホームページの開設、開館時間の延長、学校連携の促進やイベント開催など、図書館サービスの充実に努め、開館以来、毎年16万冊を超える図書の貸出を行い、多くのご利用をいただいております。

【宮若リコリス公式キャラクター】

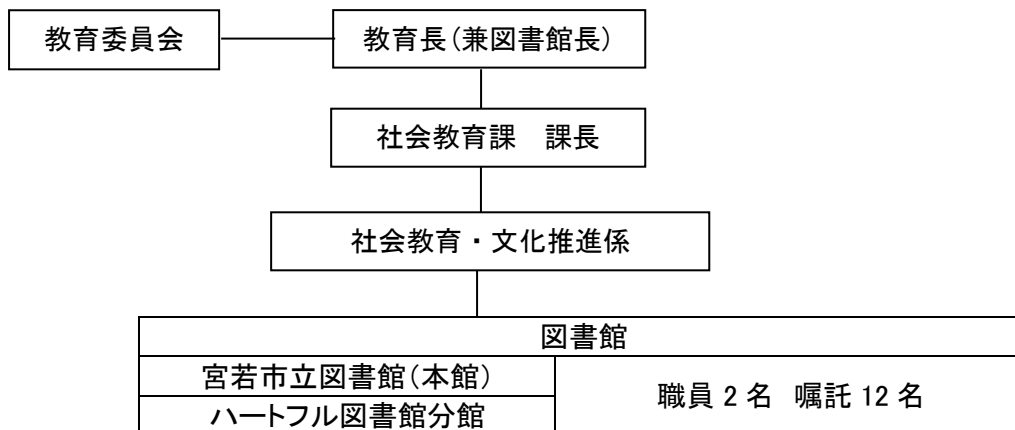
このキャラクターの制作者は、少年時代を過ごした郷土出身のリリー・フランキーさん。デザインの基になったのは、宮若市の特産品である「追い出し猫」で、リリー・フランキーさん独自のタッチで描かれており、お腹の文字は施設の愛称である「リコリス」としています。



2. 沿革

平成 13 年度 (旧宮田町)	「第 3 次宮田町総合計画」を策定。(同計画内に「図書館を核とする生涯学習拠点施設」の整備を明記。)
平成 15 年度 (旧宮田町)	「図書館を核とする生涯学習拠点施設整備計画基本構想」を旧宮田町において策定。
平成 17 年度	「宮若市まちづくり計画」(新市建設計画)を策定。(合併特例法に基づき合併協議会が策定した同計画内に「図書館を核とした生涯学習の拠点となる施設整備」が記載。) 2月11日、宮田町、若宮町が合併し、宮若市が誕生 図書館を核とする生涯学習拠点施設整備基本計画策定 旧両町の住民からボランティアスタッフを公募し施設整備に関する様々な意見を収集。
平成 18 年度	「図書館を核とする生涯学習拠点施設整備計画 実施計画」策定 (前年度策定した「基本計画」の内容を具体化した実施計画を策定)
平成 19 年度	図書館開設準備室設置。基本・実施設計業務。(設計業者の選定)
平成 20 年度	IC タグメーカー選定・決定。
平成 21 年度	図書館を核とする生涯学習拠点施設用地取得 宮若市図書館システム導入
平成 22 年度	「図書館を核とする生涯学習拠点施設」工事着工
平成 23 年度	若宮コミュニティーセンターハートフル内に宮若市立図書館分館が開館 「図書館を核とする生涯学習拠点施設」竣工
平成 24 年度	5月13日「宮若市生涯学習センター(宮若リコリス)内に宮若市立図書館が開館
平成 25 年度	夏季と冬季に宮若市立図書館のみ、試験的に 19:00 までの開館を開始
平成 26 年度	9月から宮若市立図書館のみ、木曜日の開館時間を 19:00 までに変更 宮若市子ども読書活動推進計画策定のための実態調査報告書作成
平成 27 年度	まちライブラリーの展開を目的に市内に自由に利用できる本棚を設置 宮若市子ども読書活動推進計画策定
平成 28 年度	第 1 回つむぎ祭 一本から人へ 人から人への開催
平成 29 年度	ビブリオバトル開催 「第 2 次宮若市総合計画」策定
平成 30 年度	くつろぎ読書会の開催
平成 31 年度	農業講演会の開催
令和 2 年度	図書除菌機の設置

3. 図書館組織



(令和3年3月31日現在)

4. 運営方針

宮若市立図書館は、時代の進展、変化に伴い高度化・多様化する市民の学習ニーズに対応するため、迅速かつ的確な資料・情報の提供に努めます。また、第一次宮若市総合計画において位置づけられている「豊かな心を育むまちづくり」の実現に向けて、市民に密着した図書館の運営を図ります。

- (1) 地域の歴史、文化、産業などの特色を活かし、地域の発展やまちづくりに貢献できる文化・情報の拠点として、ニーズに応じた図書館環境の充実に努めます。
- (2) 利用者に親しまれ、気軽に利用できる図書館を目指します。
- (3) 図書業務に係る専門的資質の向上に努め、より豊かで質の高いサービスの提供に努めます。
- (4) 子ども読書活動推進計画に基づき、市立図書館と学校図書館などが連携し、読書活動を推進します。
- (5) おはなし会やブックスタート、家読の推進などを通じて、幼少期からの読書の重要性や関心の向上に努めます。

7. 統計

(1) 資料の収集

① 資料構成（令和3年3月31現在）

● 分類別資料点数

（単位：点・冊）

分類	前年度 資料 点数	受入			除籍	保存 切れ	当年度 資料 点数	構成 比率 (%)	
		購入	寄贈 等	計					
一般書	0 総記	2,710	204	3	207	0	0	2,917	2.6%
	1 哲学	3,862	282	6	288	0	0	4,150	3.8%
	2 歴史	9,037	450	5	455	0	0	9,492	8.6%
	3 社会科学	11,814	974	48	1022	3	0	12,833	11.6%
	4 自然科学	7,272	713	12	725	2	0	7,995	7.2%
	5 技術	10,483	883	28	911	1	0	11,393	10.3%
	6 産業	3,635	281	2	283	0	0	3,918	3.5%
	7 芸術	10,892	608	97	705	2	0	11,595	10.5%
	8 言語	1,575	83	1	84	0	0	1,659	1.5%
	9 文学	38,830	1,577	123	1,700	3	0	40,527	36.6%
	郷土行政	4,012	25	108	133	0	0	4,145	3.7%
	小計	104,122	6,080	433	6,513	11	0	110,624	100%
児童書	0 総記	613	51	0	51	0	0	664	1.4%
	1 哲学	660	50	1	51	0	0	711	1.4%
	2 歴史	1,863	108	0	108	0	0	1,971	4.0%
	3 社会科学	2,292	197	9	206	0	0	2,498	5.1%
	4 自然科学	3,158	306	3	309	0	0	3,467	7.1%
	5 技術	1,342	89	3	92	1	0	1,433	2.9%
	6 産業	994	41	0	41	0	0	1,035	2.1%
	7 芸術	1,685	128	1	129	1	0	1,813	3.7%
	8 言語	808	51	0	51	0	0	859	1.7%
	9 文学	14,025	545	5	550	1	0	14,574	29.7%
	E 絵本	18,290	1,032	10	1,042	5	0	19,327	39.4%
	P 紙芝居	716	41	2	43	0	0	759	1.5%
小計	46,446	2,639	34	2,673	8	0	49,111	100%	
視聴覚資料	CD	669	36	10	46	0	0	715	24.7%
	DVD	1,835	55	9	64	3	0	1,896	75.3%
	小計	2,504	91	19	110	3	0	2,611	100%
	雑誌	2,837	1,185	5	1,190	26	1,324	2,677	—
	合計	155,909	9,995	491	10,486	48	1,324	165,023	—

●館別資料点数（令和3年3月31日現在）

（単位：点・冊）

	宮若市立図書館	ハートフル図書館分館	合計
一般書	90,438	20,186	110,624
児童書	38,534	10,577	49,111
AV資料	2,611	0	2,611
雑誌	2,392	285	2,677
合計	133,975	31,048	165,023

●令和2年度購入受入図書資料平均単価（視聴覚資料を含む）

（単位：円）

購入冊数	購入額	平均単価
8,810	15,999,961	1,816.1

* 雑誌は含まない。

②雑誌・新聞他

●新聞一覧（令和3年3月31日現在）

タイトル	宮若市立図書館	ハートフル図書館分館
西日本新聞	○	○
西日本新聞 夕刊	○	○
朝日新聞	○	○
毎日新聞	○	
毎日新聞 夕刊	○	
読売新聞	○	
読売新聞 夕刊	○	
日本経済新聞	○	
産経新聞	○	
西日本スポーツ新聞	○	

* 若宮ハートフル分館は前月・当月と2カ月分を保管。

* 宮若市立図書館は西日本新聞は10年保存、その他は1年保存。

●所蔵雑誌一覧（令和3年3月31日現在）

タイトル	本館	分館	タイトル	本館	分館
ア行			サ行		
I'm home	○		Cycle Sports	○	
AERA	○		サライ	○	
AERA with kids	○		サンキュ!	○	
&home		○	シティ情報FUKUOKA	○	
an・an	○		じゃらん九州	○	
一個人		○	週刊新潮	○	
いぬのきもち	○		週刊文春	○	
ESSE	○		ジュニアエラ	○	
NHK ためしてガッテン	○		趣味の園芸	○	
NHK短歌	○		小説新潮	○	
NHK俳句	○		すてきにハンドメイド	○	
FQ JAPAN	○		住まいの設計	○	
LDK		○	住まいの提案、福岡。	○	
園芸ガイド		○	ソワニエ	○	
オール読物	○		タ行		
オレンジページ		○	DIME		○
カ行			ダイヤモンド Zai	○	
CAR GRAPHIC	○		たくさんのふしぎ	○	
会社 四季報	○		Tarzan	○	
かがくのとも	○		ダ・ヴィンチ	○	
Casa BRUTUS	○		たまごクラブ	○	
かぞくのじかん	○		釣ファン	○	
家庭画報		○	Discover Japan	○	
九州王国	○		Daytona	○	
きょうの健康	○		テルミ	○	
きょうの料理	○		天然生活	○	
暮らしの手帖	○		ドゥーパ	○	
CREA	○		特選街	○	
クロワッサン	○		ナ行		
芸術新潮	○		Number	○	
現代農業	○		西日本文化	○	
COTTON TIME	○		日経ウーマン		○
子づれ DE CHA・CHA・CHA	○		日経エンタテイメント	○	
kodomoe		○	日経TRENDY	○	
子供の科学	○		日経ビジネス	○	
こどものとも	○		日経ヘルス	○	
こどものとも年少版	○		日本カメラ	○	
こどものとも年中向き	○		ねこのきもち	○	
ことりっぷマガジン		○	のぼろ	○	
この本読んで!	○		non-no	○	
GOLF DIGEST	○				

タイトル	本館	分館	タイトル	本館	分館
ハ行			マ行		
ハルメク	○		毎日が発見	○	
BE-PAL	○		Myojo		○
Begin	○		MUSICA	○	
Pen	○		MORE	○	
ひよこクラブ	○		MOE	○	
ファインボーイズ	○		ヤ行		
婦人画報	○		やさいの時間		○
婦人公論	○		やさい畑	○	
BRUTUS	○		ゆうゆう		○
文藝春秋	○		ゆほびか	○	
			ランナーズ	○	
			LEE	○	
			リンネル	○	

●保存雑誌

雑誌タイトル	出版社	所蔵年月	備考
ジャンプSQ	集英社	2012. 2～	欠号あり
住まいの提案、福岡	ディーライト	2011. 9～	県内の分担保存雑誌
西日本文化	西日本文化協会	2012.2～	欠号あり

(2) 利用状況（令和3年3月31日現在）

① 登録者数（個人）

●市内登録者年齢別累計（除籍は除く）

区分	児童		学生		一般						合計
	0～5	6～11	12～14	15～17	18～19	20代	30代	40代	50代	60代～	
男	31	153	190	251	180	421	314	319	208	915	2982
女	37	208	235	299	195	712	951	964	583	1499	5683
合計	68	361	425	550	375	1133	1265	1283	791	2414	8665

●市外登録者数（除籍は除く）

性別	直方市	宗像市	中間市	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	小竹町
男	368	107	15	6	2	7	6	152
女	709	167	21	3	2	21	7	301
計	1077	274	36	9	4	28	13	453
	鞍手町	行橋市	北九州市	その他	合計			
男	122	1	87	65	938			
女	281	5	126	111	1,754			
計	403	6	213	176	2,692			

●累計登録者数

性別	登録	除籍	合計
男	3,920	24	3,944
女	7,437	59	7,496
計	11,357	83	11,440

②貸出状況（令和3年3月31日現在）

●個人貸出冊数

	宮若市	直方市	宗像市	中間市	芦屋町	水巻町	岡垣町
男	27,745	5,493	1,743	202	162	31	52
女	63,425	10,556	2,348	106	0	13	196
合計	91,170	16,049	4,091	308	162	44	248
	遠賀町	小竹町	鞍手町	行橋市	豊前市	みやこ町	築上町
男	112	2,576	1,140	212	0	0	0
女	39	4,181	3,598	17	0	0	0
合計	151	6,757	4,738	229	0	0	0
	吉富町	上毛町	北九州市	その他	合計		
男	0	0	1,079	1,085	41,632		
女	0	0	1,545	1,989	88,013		
合計	0	0	2,624	3,074	129,645		

●館別貸出総数（団体貸出・相互貸借を含む）

	一般図書	児童図書	雑誌	AV資料	館内閲覧	計
宮若市立図書館	68,091	32,238	5,711	4,149	0	110,189
ハートフル図書館分館	15,807	6,990	1,289	19	0	24,105
合計	83,898	39,228	7,000	4,168	0	134,294

●館別貸出人数（団体貸出・相互貸借を含む）

	貸出人数
宮若市立図書館	27,903
ハートフル図書館分館	6,350
合計	34,253

(3) サービス

① 館別開館日数及び来館者数

	開館日数	来館者数
宮若市立図書館	247	39,132
ハートフル図書館分館	250	8,995
合計	497	48,127

② 予約・リクエスト

	予約・リクエスト受付冊数合計 4,503 件			
	予約	借受	購入	キャンセル
宮若市立図書館	2363	507	159	70
若宮ハートフル分館	1047	272	72	13
合計	3410	779	231	83

③ サービス指標

●市民一人当たりの貸出冊数（AV 資料等の館内視聴含む）

91,170冊（市内貸出冊数）÷ 27,757人（人口）= 3.3冊

●登録者一人当たりの貸出冊数（AV 資料の館内閲覧を含む。）

129,645冊（貸出冊数）÷ 11,357人（登録者数）= 11.4冊

●市民一人当たりの蔵書数

165,023冊（蔵書冊数）÷ 27,757人（人口）= 5.9冊

●市内登録率

8,665人（市内登録者数）÷ 27,757人（人口）= 31.2%

●蔵書回転率（相互貸借・団体貸出冊数含む）

134,294冊（貸出冊数）÷ 165,023冊（蔵書冊数）= 0.8回

●市民一人当たりの資料費（新聞・雑誌は除く）

15,999,961円 ÷ 27,757（人口）= 576.4円



④ 相互貸借（貸借データのない図書館は含まない）

令和3年3月31日現在

		借受		貸出
		本館	分館	
福岡地区	福岡県立図書館	100	21	71
	古賀市立図書館	22	4	23
	糸島市立図書館	20	11	12
	宇美町立図書館	6	2	22
	大野城まどかぴあ図書館	12	4	36
	春日市民図書館	15	11	40
	粕屋町立図書館	19	18	10
	篠栗町立図書館	4	1	13
	志免町立町民図書館	11	4	11
	新宮町立図書館	7	4	27
	須恵町立図書館	6	1	0
	太宰府市民図書館	15	1	4
	筑紫野市民図書館	17	14	21
	那珂川市立図書館	19	3	28
	久山町民図書館	0	0	4
	福岡市総合図書館	18	1	92
	福津市立図書館	33	10	32
宗像ユリックス図書館	18	1	113	
北九州地区	芦屋町図書館	2	0	6
	岡垣サンリーアイ図書館	5	2	9
	遠賀町立図書館	7	6	7
	北九州市立中央図書館	37	7	99
	中間市民図書館	3	2	23
	直方市立図書館	16	3	24
	水巻町図書館	4	2	13
	朝倉市立図書館	3	5	14
筑後地区	うきは市立図書館	1	0	7
	大川市立図書館	0	0	3
	大牟田市立図書館	2	2	19
	小郡市立図書館	1	1	21
	久留米市立中央図書館	26	6	26
	筑前めくばーる図書館	5	5	4

		借受		貸出
		本館	分館	
筑後地区	広川町立図書館	0	0	0
	みやま市立図書館	3	4	8
	柳川市立図書館	43	23	33
	八女市立図書館	7	12	2
	筑後市立図書館	7	4	5
	太刀洗町立図書館	4	1	5
	大木町図書・情報センター	1	1	1
	飯塚市立図書館	16	6	32
筑豊地区	嘉麻市立図書館	8	6	33
	桂川町立図書館	3	1	3
	鞍手町中央公民館図書室	0	0	0
	添田町立図書館	0	0	20
	福智町図書館	1	0	6
	田川市立図書館	21	3	14
	糸田町図書館	0	0	11
	田川郡川崎町立図書館	0	0	0
	OTO レインボーホール図書室	0	0	0
	苅田町立図書館	2	2	4
京築地区	上毛町立図書館	0	0	0
	築上町図書館	2	0	1
	豊前市立図書館	1	1	11
	行橋市図書館	22	2	14
	みやこ町中央図書館	9	6	21
	鳥栖市立図書館	0	0	5
その他	基山町立図書館	0	0	0
	大学・専門図書館	5	0	5
	特別貸出	0	0	15
	合計	609	224	1083

8. 事業実績

●行事一覧

行事名	期日・場所	内容
図書館司書のおはなし会	毎月第1土曜日(本館) 宮若市立図書館おはなしコーナー 毎月第3土曜日(分館) ハートフルキッズルーム	コロナウィルス感染症対応で中止
おひざでだっこ	毎月第2木曜日 宮若市図書館 おはなしコーナー	コロナウィルス感染症対応で中止
クリスマスおはなし会	宮若市生涯学習センターリコリス 研修室	コロナウィルス感染症対応で中止
夕方のおはなし会	8月8日・9日 16:00～ 宮若市立図書館 おはなしコーナー	コロナウィルス感染症対応で中止
リコリス子どもまつり	宮若市生涯学習センターリコリス	コロナウィルス感染症対応で中止
ブックスタート	毎月第1火曜日 4ヵ月乳幼児健診 宮若市保健センターパレット	4ヵ月健診の際に、対象の親子に、絵本を2冊と図書館の案内や市内の子育て施設の案内などをセットにした「ブックスタートパック」を説明を添えて手渡す。
施設見学の受入	宮若市内・近隣の市町村から依頼があれば、受入、案内を行う。	今年度は宮田北小学校の4年生とビデオレターを通して図書館の事を紹介した。
職場体験の受入	宮若市内・近隣市町村から依頼があれば、可能な限り受入をする。	コロナウィルス感染症対応で中止
学校図書館支援	学校図書室など	学校への図書館新聞の発行、司書の派遣、図書館資料の相互貸借などを行っています。
本旅	市役所や若宮支所、その他、市内の医療機関などに設置。本は定期的に入れ替え	図書館に来たことがない人にも本を身近に手にする機会が増えればと市内に自由に借りたり・返したりできる本棚を設置し、利用してもらおう。
消しゴムはんこ講座	5月・12月の2回開催 宮若市生涯学習センターリコリス	コロナウィルス感染症対応で開催しなかったため、年始にはんこで作成の葉を配布した。
くつろぎ読書会	2月・6月の2回開催 宮若市生涯学習センターリコリス 研修室	コロナウィルス感染症対応で中止
家読	宮若市立図書館 若宮ハートフル図書館分館	「家族で読書をして交流する」ことを目的とした読書推進運動。その一環として、司書が選んだ本3冊を1組にして紹介・貸出。
『おうちでよみかかせ』リスト発行	宮若市立図書館 若宮ハートフル図書館分館	おはなし会がコロナウィルス感染症対応で中止となっているため、おはなし会対象の利用者によみかかせに適した本のリストを月に2回発行。
クリスマス抽選会	宮若市立図書館 若宮ハートフル図書館分館	クリスマス会がコロナウィルス感染症対応で中止となったため、例年行われている雑誌付録抽選会をガラボンなどの導入で利用者により楽しんでもらえるよう工夫した。

●展示コーナー(宮若市立図書館)

	4月	5月	6月
展示ケース①	新風を吹き込む作家たち ～児童文学賞～ ～新入文学賞～	コロナで中止	新風を吹き込む作家たち ～児童文学賞～ ～新入文学賞～
展示ケース②			
くつろぎの輪①	気持ちをリフレッシュ特集 テーマに合った本を集めて展示		新刊フェア 4月、5月に閉館したことで、紹介できなかった新刊書と6月の新刊書を一挙に展示した
くつろぎの輪②	人生訓・生き方・名言等が書かれた本		
	7月	8月	9月
展示ケース①	夏の過ごし方 with コロナ コロナ感染の予防やステイホームなど、参考になるような本を集め展示	夏を感じる物語	SDGsとは
展示ケース②		夏を感じる物語(ホラー編)	SDGs ② 貧困
くつろぎの輪①	新しいことにチャレンジしよう 健康・菜園・DIY・料理・はんこ・アウトドア・写真・ハンドメイドなどのテーマで本を展示		SDGs①～⑩のテーマ 17項目のテーマに分けて本を展示
くつろぎの輪②			
	10月	11月	12月
展示ケース①	三十六歌仙 三十六歌仙のレプリカを展示。		忘れ物展示(忘れ物の持ち主を探すための展示)
展示ケース②			クリスマス抽選会展示(品物を展示し、当選者に選んでもらう。)
くつろぎの輪①	YA特集 秋の読書週間ということで若い人たちに読書を楽しんでほしい!!おもしろくてわくわくするYAの本を集めて展示	YA特集	装丁特集 赤と青 表紙の色にこだわり、赤と青の表紙の本のみを集めて展示。
くつろぎの輪②		中学生POP特集 中学生のPOPと本を展示	
	1月	2月	3月
展示ケース①	本の福袋 色々なテーマで大人25袋、子ども25袋を用意	追い出し猫と化け猫の本	大河ドラマ 渋沢栄一特集
展示ケース②			幕末から明治までが舞台の大河ドラマ関連本
くつろぎの輪①	コミックエッセイ特集	生き物に関する本 『生き物たちの暮らし』『生き物について考える』『人と動物たち』などテーマを決め、食物連鎖や絶滅動物などの関連本も展示	気になる体のこと 「YES」「NO」の設問形式A2:D21にして、タイプ別にその人に合った本の選択ができるように、展示方法を工夫した
くつろぎの輪②	司書のベスト本特集 ベストセラー特集		

9. 条例・規則・要綱

○宮若市立図書館運営規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 個人貸出し（第7条—第13条）
- 第3章 団体貸出し（第14条—第17条）
- 第4章 資料の複写（第18条—第20条）
- 第5章 参考調査業務（第21条）
- 第6章 図書の寄贈及び寄託（第22条—第24条）
- 第7章 施設利用（第25条—第28条）
- 第8章 補則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、宮若市生涯学習センター条例（平成23年宮若市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に規定する宮若市立図書館の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（本館及び分館）

第2条 宮若市立図書館は、条例第2条第2項第1号に規定する図書館を本館とし、宮若市若宮コミュニティセンター内に設置する図書室を分館とする。

2 分館の運営は、本館がこれに当たる。

（事業）

第3条 宮若市立図書館本館及び分館（以下これらを「市立図書館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市立図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 市立図書館資料の貸出
- (3) 読書案内
- (4) 調査相談（レファレンス）
- (5) 行政資料、郷土資料の収集、紹介及び提供
- (6) 読書会、講演会、展示会等の主催及び奨励
- (7) 市立図書館報その他読書資料の発行及び頒布並びに市立図書館ホームページの運営
- (8) 館内施設の提供
- (9) 学校等との連携事業
- (10) 他の図書館との連携協力並びに図書館資料の相互貸借
- (11) 地域公民館、保健施設その他機関の団体との連携協力
- (12) 読書団体との連携協力及び活動の促進
- (13) 市立図書館ボランティアの育成
- (14) ブックスタート、読み聞かせ等事業
- (15) 視聴覚資料の収集及び提供
- (16) その他図書館活動の目的達成に必要な事業

（開館時間）

第4条 市立図書館の開館時間は、午前10時00分から午後6時00分までとする。ただし、館長が必要があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。

（休館日）

第5条 市立図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と

認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とする。）

(3) 図書特別整理期間

(4) 毎月最終木曜日（その日が休日に当たるときは、開館する。）

（利用遵守事項）

第6条 利用者は、館内では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 資料は、館内及び館長が指定した場所で利用しなければならない。

(2) 音読、雑談その他の他人に迷惑となる行為をしてはならない。

(3) 喫煙及び飲食をしてはならない。

(4) その他館内の秩序を乱してはならない。

2 館長は、前項の遵守事項を利用者が守らないときは、必要な指導をし、又は利用を停止し、若しくは禁止させることができる。

第2章 個人貸出し

（貸出対象者）

第7条 資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に勤務、在校している者

(3) 北九州市内、直方市内、行橋市内、豊前市内、中間市内、芦屋町内、水巻町内、岡垣町内、遠賀町内、小竹町内、鞍手町内、みやこ町内、吉富町内、築上町内、上毛町内及び宗像市内に住所を有する者。

（貸出しの手続き）

第8条 資料の貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）を提出しなければならない。

（利用カードの交付）

第9条 利用カードの交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、市立図書館利用カード申込書（個人）（様式第1号。以下「利用カード申込書」という。）に必要事項を記入の上、館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定により提出された利用カード申込書の内容を審査し、申込者に利用カードを交付しなければならない。

3 利用カードの交付を受けた者（以下「利用カード交付決定者」という。）は、当該利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（利用カードの紛失等）

第10条 利用カードの紛失等により生じた損害は、利用カード交付決定者がある責めを負う。

2 利用カード交付決定者は、当該利用カードを損傷し、若しくは紛失し、又は利用カード申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

3 利用カードの紛失又は汚損の届出をした者は、利用カードの再交付を受けることができる。ただし、利用カードの再交付のための実費を負担しなければならない。

（貸出冊数及び貸出期間）

第11条 資料の館外貸出し冊数は、図書及び児童図書、雑誌並びに視聴覚資料は合わせて一人10点以内とする。ただし、視聴覚資料は2点までとする。

2 前項の資料の貸出期間は、貸出しをした日から起算して15日以内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる資料については、原則貸出しをしない

- (1) 貴重資料
- (2) 郷土資料、館内で閲覧の多い図書等
- (3) 美術年鑑及び参考資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が特に指定した資料
(貸出しの延長)

第11条の2 資料の館外貸出しを受けた者が、貸出期間を超えて引き続き貸出しを受けようとするときは、貸出期間内に、その旨を申し出なければならない。ただし、視聴覚資料及び相互貸借資料は除くものとする。

2 前項の規定による申出は、館内窓口において利用カードと貸出資料を提出して行うほか、電話又はインターネットを利用して行うことができる。

3 館長は、第1項の申出があった場合において、申出に係る資料について他の者の利用を妨げない限り、2回まで当該申出を認めることができるものとする。

(資料の返却)

第12条 資料の館外貸出しを受けた者は、第11条第2項に規定する貸出期間内又は前条の規定により貸出しの延長が認められた期間内に返却しなければならない。

(資料の貸出停止等)

第13条 館長は、利用カード交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市立図書館資料の貸出しを制限し、又は停止することができる。

- (1) 資料を紛失し、又は損傷し、若しくは返却を怠ったとき。
- (2) 資料を転貸し、又は利用カードを譲渡したとき。
- (3) 条例、条例施行規則若しくはこの規則又は教育委員会若しくは館長の指示に違反したとき。

第3章 団体貸出し

(団体貸出しの対象)

第14条 団体貸出しを受けることができる団体は、市内に所在する地域公民館（集会所を含む。）、学校、幼稚園、保育所、読書グループ、社会教育団体、社会福祉団体等の団体で、館長が適当と認める団体とする。

(団体貸出し手続き)

第15条 前項の団体が、資料の貸出しを受けようとするときは、あらかじめ市立図書館利用カード申込書（団体）（様式第2号）を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

(貸出冊数及び貸出期間)

第16条 団体が同時に貸出しを受けられる図書館資料は、30冊以内とし、その貸出期間は貸出しをした日から起算して30日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、その冊数及び期間を別に指定することができる。

(準用規定)

第17条 第9条第2項並びに第3項、第10条、第11条第3項及び第13条の規定は、団体貸出しに準用する。

第4章 資料の複写

(資料の複写)

第18条 資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）に定められた範囲内で、市立図書館の資料に限り、館内に設置している複写機を利用して、行うことができる。

2 前項の複写をしようとする者は、市立図書館資料複写申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、館長に提出しなければならない。

3 前2項の複写に要する費用は、複写をしようとする者が負担するものとする。

(複写の制限)

第19条 複写できない資料は、次のとおりとする。

- (1) 寄託資料で、その条件として資料複写を禁止しているもの

- (2) 他の図書館等から借り受けた資料
- (3) その他特に館長が指定する図書館資料

(複写の責任)

第20条 複写により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写の申込みをした者が、その責めを負うものとする。

第5章 参考調査業務

(参考調査)

第21条 利用者は、市立図書館にその利用について相談又は調査を依頼することができる。

2 市立図書館は、前項の相談又は調査が他人の生命、名誉、財産等に損害を与え、又は社会に直接悪影響を及ぼすと認められる場合は、回答しないことができる。

3 第1項の調査に要する特別な経費は、利用者の負担とする。

第6章 図書の寄贈及び寄託

(資料の寄贈)

第22条 市立図書館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 資料を寄贈又は寄託しようとする者は、市立図書館資料寄贈・寄託申出書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、寄贈又は寄託の決定をしたときは、寄贈した者に対し市立図書館寄贈資料受領書(様式第5号)を、寄託した者に対し市立図書館寄託資料預り証(様式第6号)を交付しなければならない。

4 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈又は寄託しようとする者の負担とする。

(寄贈又は寄託資料の管理)

第23条 寄贈又は寄託された資料は、市立図書館所有の資料の管理に準じるものとする。ただし、寄託を受けた資料の館外貸出しは行わない。

2 市立図書館は、寄託資料を紛失し、汚損し、又は破損したことについて、その責めを負わない。

(寄託資料の返還)

第24条 寄託された資料は、寄託した者の請求又は図書館の都合により、寄託資料預り証と引き換えに返還する。

第7章 施設利用

(利用の対象)

第25条 館長は、図書館事業の振興に資する読書会、研修会等の活動目的で団体等が館内会議室等の施設を利用したい旨の申し出があった場合、これを許可するものとする。

(利用の申請)

第26条 前条の規定により、施設を利用しようとする者は、あらかじめ館長に市立図書館本館施設利用申込書(様式第7号)(以下「申込書」という。)を提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により提出された申込書が適当と認められるときは、これを許可しなければならない。

(利用時間)

第27条 施設の利用時間は、市立図書館の開館時間の範囲内とする。

(利用の取消し等)

第28条 館長は、施設の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用条件を変更し、又は停止し、若しくは取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 利用目的が、利用申込書と違ったとき。
- (3) 館長が、特に必要と認めたとき。

第8章 補則

(その他)

第29条 この規則に定めるもののほか、市立図書館の管理、運営に必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

附 則

この規則は、平成24年5月13日から施行する。

附 則 (平成26年7月7日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月26日教委規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○宮若市立図書館協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮若市生涯学習センター条例(平成23年宮若市条例第10号)第13条の規定に基づき、宮若市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、宮若市立図書館(以下「図書館」という。)の運営に関し、官庁の諮門に応じ、図書館奉仕について意見を述べ、事業計画について建議する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、教育部社会教育課に置く。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成24年5月13日から施行する。

図 書 館 要 覧

2021 年（令和 3）年 4 月発行

〒823-0011 宮若市宮田 6 番 1 号

宮若市立図書館

TEL 0949-32-0710

FAX 0949-32-0713